



# 経理の窓 4月号

平成23年4月1日号

このたびの大地震に被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

<b>今月の税務</b>	<b>法人</b> : 2月決算法人の確定申告と納付 <b>地方税</b> : 軽自動車税の納付 固定資産税と都市計画税の第1期分の納付 <b>個人</b> : 所得税の振替納税日、4月22日(金) 消費税の振替納税日、4月27日(水) (口座振替での納税をご利用の場合)
--------------	---

## 平成23年分の確定申告に向けて

平成22年分の確定申告の時期にお問い合わせのあった事のなかから、平成23年分以降の確定申告にもお役に立ちそうな事をまとめてみます。

- 『通勤交通費の支給がないので、給与所得から控除できますか?』とのご質問がありました。  
給与所得控除の金額と通勤交通費の金額を比較して、金額の大きい方を控除額にします。  
ポイント 【特定支出の控除の特例】  
特定支出控除の適用範囲は、次のものをいいます。  
①通勤費 ②転任に伴う転居費用 ③職務の遂行に直接必要な研修費  
④一定の人の資格の取得のための費用で職務の遂行に直接必要なもの  
⑤単身赴任者の勤務地と自宅との間の往復旅費(1月につき4往復まで)  
①~④までの支出については、給与等の支払者による所定の証明が必要とされています。

平成23年度の改正(案)(所得税は、平成24年分から、住民税は、平成25年度分から適用)  
給与所得控除に上限を設けると同時に、高額な役員報酬は、遞減  
特定支出控除は、適用範囲の拡充と適用判定の基準を給与所得控除の2分の1に緩和

- 『事業用の店舗のガラスが壊されて、損害保険金を受取りました。収入になりますか?』  
事業用の保険料は、必要経費になりますし、受け取った損害保険金は、収入になります。  
現状回復のための費用も必要経費になります。  
ポイント 【収入金額に算入される損害賠償金等】  
棚卸資産等の損失により受ける保険金、損害賠償金や休業中の収益補償金等で不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務上の所得の収入金額に代わる性質を有するものは、これらの所得の収入金額となります。  
譲渡所得の基因となる資産の消滅に伴う補償金等は、譲渡所得の収入金額になります。

3. 今回は、納税金額がありました。前年が還付申告だったから？税務署から送られた申告用紙に納付書が同封されていませんでした。納税は、どのようにしますか？

ポイント 【振替納税を利用する】

申告書の作成が、申告期限近くになって、納税金額があった場合、多忙で税務署に納付用紙をもらいに行けない場合もあります。

振替納税の手続きをしておけば、口座振替により納付することができます。

新規に申し込む場合は、申告期限までに確定申告書と一緒に『預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書』を提出します。用紙は、所得税の確定申告の手引きにも掲載されています。

#### 4. 個人の方の寄附金控除

個人の方が義援金等を寄附した場合には、その義援金等が「特定寄附金」に該当するものであれば、寄附金控除の対象になります。

(その年中に支出した特定寄附金の額の合計額) - 2,000円 = 寄附金控除額

特定寄附金の額の合計額は、所得金額の40%相当額が限度です。

手続き 確定申告書に寄附金控除に関する事項を記載するとともに、義援金等を寄附したことが確認できる書類を添付するか、確定申告書を提出する際に提示します。

\*日本赤十字社や中央共同募金会の「東北関東大震災義援金」への寄附を郵便振替で行った場合には、郵便局窓口で受け取る受領書を証明書類とすることができます。